県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第60号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則(平成9年岩手県規則第65号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
	第1章の2 県営住宅等の整備基準(第1条の2)
第2章~第4章 [略]	第2章~第4章 [略]
附則	附則
(趣旨)	(趣旨)
第1条 [略]	第1条 [略]
	第1章の2 県営住宅等の整備基準
	第1条の2 条例第3条の8第2項から第5項まで、第3条の
	9第3項、第3条の10及び第3条の11に規定する規則で定め
	る措置は、別表のとおりとする。
	<u>(入居者資格)</u>
	第2条 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれか
	に該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害
	があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこ
	れを受けることができず、又は受けることが困難であると認
	<u>められる者を除く。</u>
	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に
	規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進
	及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律
	第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人
	等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関す
	る法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附
	則第4条第1項に規定する支援給付を含む。) を受けてい
	<u>る者</u>
	(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条
	第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大
	正12年法律第48号)別表第1号表/2の特別項症から第6
	項症まで又は同法別表第1号表/3の第1款症であるもの
	(3) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に
	規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類
1	。 F ハコー ロフト カトソコーウィス 伊吉 マトフィッ

の区分に応じそれぞれ次に定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生 省令第15号) 別表第5号の1級から4級までのいずれか

(入居の申込み)

第2条 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする 第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようと 者は、県営住宅入居申込書(様式第1号)に次に掲げる書類 を添えて所管する広域振興局長(以下「局長」という。)に 提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$  「略]

(4) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第 21条の規定により公営住宅法(昭和26年法律第193号)第 23条各号の条件を具備する者とみなされる者(以下「被災 居住者等」という。) にあっては、次に掲げる区分に応じ それぞれ次に定める書類

ア・イ「略]

## に該当する程度

- イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令 第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までの いずれかに該当する程度
- ウ 知的障害 イに定める精神障害の程度に相当する程度
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年 法律第117号) 第11条第1項の規定による厚生労働大臣の 認定を受けている者
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法 律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴 力防止等法」という。) 第1条第2項に規定する被害者で 次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
  - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による 一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定に基づく 保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
  - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所 がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を 生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (6) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に 関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハン セン病療養所入所者等
- (7) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (8) 60歳以上の者

(入居の申込み)

する者は、県営住宅入居申込書(様式第1号)に次に掲げる 書類を添えて所管する広域振興局長(以下「局長」という。 ) に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$  「略]

(4) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第 21条の規定により公営住宅法(昭和26年法律第193号。以 下「法」という。) 第23条各号に掲げる条件を具備する者 とみなされる者にあっては、次に掲げる区分に応じそれぞ れ次に定める書類

ア・イ「略]

(5) 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号 ) 第20条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備す る者とみなされる者にあっては、次に掲げる区分に応じそ れぞれ次に定める書類

(5) 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第6条第 1項第2号に該当する者にあっては、別に定める単身入居 の入居者資格認定のための申立書

(老人等の要件)

- 者からの暴力の被害者又は犯罪被害者等基本法(平成16年法 律第161号) 第2条第2項に規定する犯罪被害者等(以下「 犯罪被害者等」という。)の要件は、次のとおりとする。
  - (1) 「略]
  - (2) 心身障害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者 であること。
    - ア 戦傷病者にあっては、恩給法 (大正12年法律第48号) 別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害がある者
    - イ 戦傷病者以外の身体に障害のある者にあっては、身体 障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別 表第5号の4級以上の障害がある者
    - ウ 知的障害者又は精神の障害を有する者にあっては、福 祉総合相談センター所長、児童相談所長若しくは精神保 健福祉センター所長又は精神科の診療に経験を有する医 師により、中度以上の知的障害者と判定された者又は中

- ア 東日本大震災復興特別区域法第4条第2項第5号に規 定する復興推進事業として、同法第19条第1項に規定す る罹災者公営住宅等供給事業を定めた同法第6条第1項 に規定する認定復興推進計画(県が単独で又は県及び市 町村が共同して作成した同法第4条第1項に規定する復 興推進計画に限る。以下「認定復興推進計画」という。 ) に定められた区域内において同法第2条第1項に規定 する東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者 当該認定復興推進計画に定められた区域内の市町村の 発行する住宅の滅失を証する書面
- イ 認定復興推進計画に定められた区域内において実施さ れる国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規 則(平成23年国土交通省令第97号)第4条各号に掲げる 事業の実施に伴い移転が必要となった者 当該事業の施 行者、認定者又は事業費負担者となる県又は市町村が発 行する移転の必要性を証する書面
- (6) 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号) 第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備す る者とみなされる者にあっては、平成23年3月11日におい て福島復興再生特別措置法第20条第1項に規定する避難指 示区域に存する住宅に居住していたことを証する書面
- (7) 前条第3号に該当する者にあっては、別に定める単身 入居の入居者資格認定のための申立書

(老人等の要件)

- 第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者、配偶 第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者、配偶 者からの暴力の被害者又は犯罪被害者等基本法(平成16年法 律第161号) 第2条第2項に規定する犯罪被害者等(以下「 犯罪被害者等」という。)の要件は、次のとおりとする。
  - (1) 「略]
  - (2) 心身障害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者 であること。
    - ア 戦傷病者にあっては、第2条第2号に該当する者
    - イ 戦傷病者以外の身体に障害のある者にあっては、第2 条第3号アに該当する者
    - ウ 知的障害者又は精神障害を有する者にあっては、福祉 総合相談センター所長、児童相談所長若しくは精神保健 福祉センター所長又は精神科の診療の経験を有する医師 により、中度以上の知的障害者と判定された者又は中度

度以上の知的障害者と同程度の障害を有していると判定 された者

- (3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれ かに該当する者であること。
  - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法 律(平成13年法律第31号)(以下「配偶者暴力防止等法 」という。)第3条第3項第3号の規定による一時保護 又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援 施設による保護が終了した日から起算して5年を経過し
  - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所 がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を 生じた日から起算して5年を経過しないもの

(4) 「略]

(連帯保証人)

つ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で 局長が適当と認めるものでなければならない。ただし、被災 居住者等その他局長が特に認めた者の連帯保証人にあっては 、県内に居住していることを要しない。

 $2 \sim 4$  「略]

(家賃の減免基準等)

第13条 条例第15条の規定に基づく家賃の減免の額は、次の各 第13条 条例第15条の規定に基づく家賃の減免の額は、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額 とし、その減免の期間は、1年を超えない範囲内で局長が入 居者及び同居者の事情を考慮して認める期間とする。

 $(1)\sim(3)$  [略]

- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に 規定する被保護者である入居者の家賃が同法による住宅扶 助基準額を超える場合 当該超える額
- (5) [略]
- 2 「略]

附 則

「略]

以上の知的障害者と同程度の障害を有していると判定さ れた者

- (3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれ かに該当する者であること。
  - ア 第2条第5号アに該当する者又は母子生活支援施設に よる保護が終了した日から起算して5年を経過していな い者

## イ 第2条第5号イに該当する者

(4) 「略]

(連帯保証人)

第8条 連帯保証人は、県内に居住し、独立の生計を営み、か 第8条 連帯保証人は、県内に居住し、独立の生計を営み、か つ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で 局長が適当と認めるものでなければならない。ただし、第2 条の2第4号及び第6号に規定する法第23条各号に掲げる条 件を具備する者とみなされる者その他局長が特に認めた者の 連帯保証人にあっては、県内に居住していることを要しない

 $2 \sim 4$  「略]

(家賃の減免基準等)

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額 とし、その減免の期間は、1年を超えない範囲内で局長が入 居者及び同居者の事情を考慮して認める期間とする。

 $(1)\sim(3)$  「略]

- (4) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である入 居者の家賃が同法による住宅扶助基準額を超える場合 当 該超える額
- (5) [略]
- 2 「略]

附則

「略]

別表(第1条の2関係)

区分	<u>措 置</u>
条例第3条の8第2	住宅が評価方法基準(平成13年国
項に規定する規則で	土交通省告示第1347号)第5の5
定める措置	の 5 - 1 (3)の等級 4 の基準を満

A hillion of a control	たすこととなる措置
条例第3条の8第3	
項に規定する規則で	方法基準第5の8の8-1(3)
定める措置	の等級2の基準又は評価方法基
	第5の8の8-1(3)ロ①cの
	準(鉄筋コンクリート造又は鉄
	鉄筋コンクリート造の住宅以外
	住宅にあっては、評価方法基準
	<u>5の8の8-1(3)口①dの基</u>
	) 及び評価方法基準第5の8の
	-4(3)の等級2の基準を満た
	こととなる措置
条例第3条の8第4	条例第3条の8第4項に規定す
項に規定する規則で	住宅の構造耐力上主要な部分及
定める措置	これと一体的に整備される部分
	評価方法基準第5の3の3-
	(3)の等級3の基準(木造の住
	にあっては、評価方法基準第5
	3の3-1(3)の等級2の基準
	<u>を満たすこととなる措置</u>
条例第3条の8第5	住宅の給水、排水及びガスの設
項に規定する規則で	に係る配管が専用配管にあって
定める措置	評価方法基準第5の4の4-
	(3)の等級3の、共用配管にあ
	ては評価方法基準第5の4の4
	2(3)の等級2の基準を満たす
	ととなる措置
条例第3条の9第3	県営住宅の各住戸の居室の内装
項に規定する規則で	仕上げに評価方法基準第5の6
定める措置	6-1(2)イ②の特定建材を使
	する場合にあっては、評価方法
	準第5の6の6-1(3)ロの等
	3の基準を満たすこととなる措置
条例第3条の10に規	住戸内の各部が評価方法基準第
定する規則で定める	の9の9-1(3)の等級3の基
<u>措置</u>	を満たすこととなる措置
条例第3条の11に規	県営住宅の通行の用に供する共
定する規則で定める	部分が評価方法基準第5の9の
措置	-2(3)の等級4の基準を満た
<del></del>	こととなる措置

様式第1号( <u>第2条関係</u> )	様式第1号( <u>第2条の2関係</u> )
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、公布の日から施行する。